

アメリカ少年司法とドイツ少年司法におけるティーンコート

シェヒ, ハインツ
ミュンヘン大学法学部

森久, 智江
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10706>

出版情報：法政研究. 73 (1), pp.107-123, 2006-07-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

アメリカ少年司法とドイツ少年司法におけるティーンコート

ハインツ・シエヒ

森久智江(訳)

一・一 ティーンコートの定義

ティーンコートとは、同世代の他の少年が行った犯罪に対する州の対応に関与する少年グループのことである。このアイデアはアメリカ合衆国に端を発し、一九八三年にテキサス州で「オデッサ・ティーンコート・プログラム (Odes-sa Teen Court Program)」として初めて実現された。

一・二 理論的基礎と目的

ティーンコートのアイデアは以下のような前提に基づいている。それは、行為少年と同じ世代の少年による非受容的対応の方が、大人のみによって審理を行う通常の少年裁判所による対応よりも、行為少年に強く影響を及ぼすというものである。ここ一〇年間の心理学的、社会学的、犯罪学的研究は、少年の教育における親の影響力が低下していることを指摘している。他方で、同世代の人間、いわゆる仲間の影響力が、少年期において社会性を獲得する上で、より重

要性を増している。これには、全日制の学校、計画的な余暇時間、高い流動性、そしてメディアの影響といった要素が寄与している。学習理論によれば、明らかに彼らの仲間による肯定的な受容が彼らの社会的学習を支えているとされる。

同世代の者がどの程度影響を及ぼすかについては、年齢が重要な要素となる。一三歳までは親の影響が比較的強いと考えられる。一四歳から一六歳の間では、同世代の影響がより強くなるが、一七歳から二〇歳の青年期においては、親や同世代からは独立するようになり、むしろ自立心を持つか、もしくはパートナーからの影響を受ける。

ティーンコート・プログラムは、特に、万引き、無賃乗車、軽微な薬物犯罪もしくは無免許運転といった、多くの少年がわずかな罪の意識しか持っていないような犯罪への対応において、一四歳から一六歳の少年については同世代の者の影響力が強い、というこの知見から肯定的な効果を引き出そうとするものである。

しかし、行為少年のみならず、ティーンコートのボランティアの少年たちにとってもまた、社会的行動を学ぶことは有益かもしれない。彼らは、理論的訓練と実践的活動によつて行為少年の社会的状況と問題についての理解を深め、法制度の執行と受容に対する責任を果たすのである。

有名な八〇年代の Feldman と Caplinger によるセントルイス実験 (St. Louis-experiment) は、このような可能性を確認している。この実験は、それまで見られた否定的行動を克服するような社会化を導くことを目的として実験的に形成された特別な集団においても、同世代の影響が効果をもつことを証明した。

二 アメリカ合衆国におけるティーンコート

二・一 ティーンコート・プログラムの概要

一九八三年以降、アメリカでは八〇〇以上のティーンコート・プログラムが少年に対する手続に年長少年が参加するかたちで行われてきた。ティーンコートの手続は通常の少年裁判所手続に類似している。少年が、書記官、廷吏、弁護士、検察官、陪審員を務め、場合によっては裁判官にもなる。(手続が)うまくいってドライバージョンで終結した場合、被告人の犯罪記録は残らない。科される制裁のほとんどは社会奉仕、被害者への謝罪、反省文を書くこと、ティーンコートへの関与義務、アルコール及び薬物防止講習、交通安全講習、賠償、被害者の視点を理解する訓練である。

実践されている多くは成人裁判官モデルで、その場合、大人の法律家、だいたいは退職した裁判官が、裁判官の役割を担い、他の手続関与者の役割のみを少年が担う。ティーンコート手続の約二〇％は少年裁判官モデルを用いており、その場合は裁判官の役割も少年が担う。

ティーンコート手続を明文上規定しているのはわずか一五州であり、二九の州では明文上の根拠はないまま実施されている。ティーンコート・プログラムを全く行っていないのは四つの州だけである。

ティーンコート・プログラムの多くは学校によって支持されており、ティーンコート・プログラムへの関与がほとんどの学校で単位として認められているという点は注目に値する。現在、アメリカにおけるティーンコートは年間約一〇万件程度行われていると推測される。ドライバージョンが約七五万件であることを考慮すれば、これは重要な代替措置として認められ得るだろう。経済的、社会道徳的意図に加え、ティーンコートは非行少年に対してとりわけ教育的影響を与えるに違いない。これは、修復的司法 (restorative justice) の要素によって支えられている。

二・二 実証的効果と再犯

長きに渡って行われてきたティーンコート・プログラムの実践的意義から、大規模な評価研究が行われ、行為者に与えるティーンコート手続の影響についてアメリカ各州別に調査がなされた。結果は、ティーンコートを評価するETCプロジェクトの一環として二〇〇二年にまとめられた。再犯についての六ヶ月間の追跡調査によれば、通常の制裁を受けた行為少年と比較して、ティーンコート参加者に占める再犯の割合は低いことが判った。メリーランド州においてのみ、比較対照群の方が若干低いという結果を示したが、統計上意味のある差異ではない。関与した年長少年の多くとその親は、ティーンコート・モデルを十分に受け容れたが、詳細に見ていくと重要な差異も存在する。特にティーンコート・プログラム開始以前に同意を要件としている調査群においては、そもそもプログラムに対して肯定的なものが選別されているのではないかという点で方法的に疑義があることから、全ての結果は慎重に解釈されなければならないのである。

二・三 アメリカのプロジェクトに関する評価

いくつかのティーンコートからは、制裁がしばしば通常の少年裁判所より重いものになるとの報告がなされている。通常の場合であれば処分なしに終わる場合や、単に警告書が出されて釈放される場合でも制裁が科されることがあった。常にそうだとは限らないが、ネットワイドニングという意味での社会的統制の拡大がいくつかのプログラムにおいて見られるという事実を見過ごすことはできない。さらに、公式の司法手続の模倣であることから、手続の公式性が誇張されることによつて、本来ダイバージョン・プログラムを通して減殺されるはずの非行少年というステイグマが付与され

てしまうことがある。大人の参加をできる限り最小限にし、ティーンコートのメンバーが年令、社会階層、外見に関して非行少年に近ければ近いほど、ティーンコートにおいて非行少年に対する同世代の少年の肯定的な影響の活用はより良い結果をもたらす。いわゆる不良行為 (status offences)、つまり少年非行の中でも不登校や公共の場における喫煙、飲酒といった行政的統制の対象となるような行為についてのアメリカの現状に鑑みれば、ティーンコートの適用範囲はかなり広い。

アメリカのティーンコートの経験が非常に肯定的に受け止められていることから、私は、ドイツ少年刑法に類似のモデルを導入することをバイエルン州司法省に提案した。二〇〇〇年にアシャツフェンブルグ市という人口六万人ほどの都市で、私の構想に基づいてこのプロジェクトは実現された。

三 ドイツ少年司法制度におけるティーンコート

三・一 ティーンコートというアイデアのドイツ法への適用

このプロジェクトのアイデアをドイツ少年法に適用することは、一定の変更を加えなければ不可能であった。というのも、刑罰を科すことについて裁判官が有する独占権のみならず、ドイツ刑事訴訟手続きにおける裁判の厳格な公式性 (formality) のためである。アメリカのティーンコートのシステムを単純にドイツに適用することはできなかった。特に、裁判類似の手続きの中で少年たちが裁判官や検察官の役割を務めることは、ドイツ法によれば不可能である。しかし、ダイバージョンはドイツ少年刑法においても十分に考慮される余地がある。ドイツ少年裁判所法第四五条によれば、学校による懲戒処分、行為者・被害者和解、少年局での教育的カウンセリングなどの教育的措置が既に取られ

ているか、またはそれに着手していた場合、検察官は訴追を見合わせる事ができる。そのような教育的措置は、非行少年に自発的に受け入れられる制裁への同意と結びつけて、非行少年とティーンコートの間でのその犯罪行為に関する協議事項となりうる。(ティーンコートの) ドイツモデルの法律上の位置づけは、ティーンコートの教育的措置を受け入れた非行少年に対する検察官によるダイバージョンと解される。

三・二 アシヤツフェンブルクにおけるプロジェクトの実現

校長のみならず裁判所や警察当局とも集中的な準備会議を行い、われわれは様々な学校から厳選された学生たちにティーンコート・プログラムに従事してもらうことができた。プログラムは、一四歳から一七歳の非行少年を対象とした。万引き、無免許運転、単純器物損壊、無賃乗車等 (fare dodging)、または単純傷害 (simple bodily injury) といった軽微な、もしくはそれほど深刻ではない中程度の非行行為を選別するようにした。簡略化された少年裁判所手続において、少年裁判官が通常、手続を打ち切る、もしくは、軽い制裁を科すと予測されるようなケースが想定されていた。常習的な非行少年は対象から除外されたが、以前有罪判決を受けたことのある少年については基本的に除外されなかった。アシヤツフェンブルクのプロジェクトが始まってから二〇〇四年末までの四年間で、全二〇九人の非行少年が手続打ち切りとなり、その後ティーンコートでの制裁を科された。このプロジェクトは設立されてから、五年目の現在も続いている。参加した学生はこのプロジェクトを、防波堤を意味する「Wellenbrecher」と呼んだ。

ドイツのティーンコート・プロジェクトにおける手続は以下のように変更された。

既定の年齢制限内で軽微なものからやや犯状の重い犯罪まで一五の典型的罪種一覧に基づいて、警察がその判定によりケースを選出する。この罪種一覧には以下のような犯罪が含まれる。単純窃盗、損害額の少ない加重窃盗、横領、贓

物故買、詐欺、無賃乗車等 (fare dodging)、文書偽造、無免許運転、非常ベルの乱用、誣告、単純器物損壊、故意の傷害、過失傷害、そしてカンナビス、マリファナ、アンフェタミン、エクスタシーといった不法薬物の売買及び所持である。警察はティーンコート手続への送致の可能性を非行少年に説明し、また、彼もしくは彼女の両親にも説明して、申請に同意するか否かを確認する。ティーンコートへの出席について当事者の自発性が明確になれば、ティーンコート手続の申請は検察官の最終決定に付されることになる。

少年とその両親が同意すれば、検察官は、当該ケースのティーンコートへの適用可能性を考慮し、ティーンコートの運営団体に事件を送致する。この団体はティーンコートのメンバーを訓練し、非行少年とティーンコートが協議するための場所を提供する。指導者は、手続に参加し、必要に応じてアドバイスも行う。

実際のティーンコート手続は、準備面接への書面による呼び出しで始まり、その面接には非行少年の両親が参加する場合もある。準備面接においては、三人のティーンコートメンバーのうち一人がその後の手続について少年に説明し、ティーンコート・ミーティングまでに適切な賠償方法を提案する。準備面接とティーンコート・ミーティングまで一週間はあるのが望ましい。

準備面接としてのティーンコート・ミーティングも運営団体の所有する部屋で行われる。参加者は低い丸テーブルを囲んで肘掛椅子に座る。ミーティングは三〇分から九〇分程度続く。協議の間、非行の状況を描き出すために、ティーンコートメンバーは終始行為者に質問する。彼らは、行為者の犯した行為に対する現状認識とともに、事件の経緯、動機、感情、反応などの個人的事情についての情報を求める。ソーシャルワーカーがずっと付き添うことも可能だったが、通常は必要とされなかった。協議の後、ティーンコートメンバーは、犯罪行為に対して科せられるべきいくつかの措置についての提案を議論する。また、行為者自身による制裁の提案もそこに含まれる。

少年は、全く自由に自らへの措置を考え出すことができる。但し、拘禁措置は除く。可能なのは、最大一五時間まで

の社会奉仕作業への従事、交通安全講習への出席、被害者への謝罪もしくは事件及びその結果についての反省文を書くことである。これは、事件について熟考、描写、あるいは記述することになる。奉仕作業や何らかの取り組みが実施されれば、直ちに運営団体は記録とともに事件を検察へ返戻する。通常、検察は、少年裁判所法四五条二項によって手続を打ち切ることになる。

このプロジェクトの実現にあたり、私や私の助手は学術的に関与した。調査のテーマは、どの程度、またどのような条件下で、ティーンコートがドイツ少年刑法におけるふさわしい代替策となり得るかということだった。われわれは、どのようなケースがティーンコートへ送られたのか、警察や検察によってどのようにケースが選択されたのか、どの程度行為少年がティーンコートを受け入れたのかを分析した。さらに、われわれは、少数の事件について再犯率の調査も行った。それは、六ヶ月間の検察記録を基礎にした初年度の六一のケースについてのものである。最後に、プロジェクトでの経験について、行為少年に質問も行った。以下ではこの調査のいくつかの結果について述べることにする。

三・三 行為者と犯罪行為

二〇〇四年一月までの四年間に、ティーンコート手続きへの送致可能性があると考えられた非行少年は、二九四人であった。そのうち一七人の少年はティーンコートへの参加に同意しなかった。また、主に行為者が常習であること、犯罪行為が重大であること等の様々な理由で、検察側により拒否されたケースが六八あった。残りの二〇九のケースは、ティーンコート手続のための運営団体に送致された。この事例数は、中規模都市で予測される数値に近かった。というのは、そこではティーンコート以外の多くのダイバージョン措置が存在するからである。

プログラムに参加した非行少年たちは、犯罪行為の時点で平均年齢一五歳だった。このことから、彼らはティーン

コートのメンバーよりやや若いことになる。約五〇%の参加者は、女子少年であり、犯罪統計上の女性の比率の二倍となった。このことは、警察によって選ばれる犯罪において万引きの比率が高いこと、そして、万引きにおいては女子少年の数が統計的に際立っていることに起因する。

残念なことに、非行少年のダイバージョン措置の範囲は、その可能性を十分生かし切れていないといえる。ティーンコート手続は、万引き事例に六四%が集中した。それに加えて、無免許運転が一八%、傷害が五%、詐欺行為、恐喝、単純器物損壊、無賃乗車、不法侵入、ソフトドラッグの売買がそれぞれ約二%であった。

ティーンコートへ送致された事例のうち、万引き事例の比率が高いことについては、調査に基づく中間報告において既に批判した。通常ならば不処分で釈放されるようなケースがプロジェクトに委託され、そのため、ネットワイドニングになりうる危険性についてわれわれは気づいていた。このことから、どうかして他の非行類型をも包含する方向を目ざした。それにも関わらず、私たちは万引き事例の占める割合を減らすことはできなかった。これは、主として警察によって送致事例が限定されていることに起因するものであった。

三・四 手続

各々のケースでは三人の学生がティーンコートの開催に関わり、その大部分は女子二人と男子一人という構成だった。何故なら、全ての女子が男子よりもプロジェクトにかなりの関心を持って志願してきていたからであった。さらに、総合制中等学校の生徒（五八%）が中等学校の生徒（二四%）や職業訓練学校の生徒（一八%）に比べて多い。ティーンコートは午後に行われ、職業訓練学校の生徒はこの時間帯まだ働いているため、われわれの尽力も虚しく、それ以上職業訓練学校の生徒の参加を促すことはできなかった。

ティーンコートの審理には平均四八分を要し、統計的には二五分から九〇分の幅があった。開始時、議論の誘導が難しい場合もあり、全てのケースで成功したわけではなかった。調査対象者の中には、ティーンコートのメンバーと合意を見出すことができない場合もあった。例えば、カザフスタンからの移民二人はティーンコートメンバーに対して率直に話すことができなかったようだ。類似のことは時々外国人との間で起こっており、それは言語的コミュニケーションの問題があったためである。しかしながら、そのような問題はかなり例外的である。概して非常に率直に話すということに焦点が当てられ、そこでは対象少年とともにティーンコートが積極的に行為の背景、理由、結果、そして対象少年の特質を検討する。それによって非行少年は、自主的に話し合いに応じ、協力的で理解しようとする印象を与えようとしていた。非行少年は自身の抱える問題に率直に向きあっている、という印象を受けた。

このことは、科された反省文のいくつかにもあらわれている。例えば、ある少女はこのように書いた。「あなた方との対話は私にとってすばらしいものだった。始めはとても参加するのが恐かったけれど、話していくうちにだんだんそれは和らいでいった。私はかつてこんなに率直に自分のしたことについて話したことがなかった。そうすることはいつだって嫌なことで、そこで叱られたり、むっとされたり、そうでなければ笑われたりすることが恐かった。裁判所に訴えられたり、そこで尋問されたりする代わりに、あなた方に話すことができたのが嬉しい。(訴えられていれば)全てが以前よりもっとひどいことになっていたかもしれない。防波堤に立つ(＝ティーンコートへ参加する)よりもっと恐かったかもしれない。全ての雰囲気は全く違っていたかもしれない。」

非行少年が事件の経緯に関して矛盾する主張を詳細に述べた場合には、事案の解明にかなり焦点をあてようとするメンバーもいたが、それはティーンコートの責務ではなかった。いくつかの審理を経ただけで、ティーンコートメンバーのほとんどは、協議の際に非行少年とアイコンタクトを取ることや、身振り手振りや質問の仕方を工夫することによって自然と会話ができる雰囲気醸成するということが、なんとかできるようになっていた。

訓練の間、学生たちには対象者を過度に批判しないこと、対象者をカウセリングしようとしないうことを勧めた。このようなガイドラインは、紛争の仲裁にその起源を見ることができ、ティーンコートのメンバーの行動としても適切なものである。少なくともティーンコートのメンバーによって、対象者が非難をもって糾弾されることや、判決を宣告されること、もしくは説教されるようなことは避けられるべきである。公平な話し方で、自分と近い人々と対話することこそが求められているのである。しかし、対象者がティーンコートメンバーの考えている犯罪行為とその結果を全く認めていないような場合にまで、その条件が及ぶべきではない。ティーンコートは、教育的措置について協議する間に非行行為に言及することや、ティーンコートに特別な提案を促すような考え方や印象について非行少年と話しあうことに関して、繰り返しアドバイスを受けなければならなかった。当初は教育的措置の提案がうまくできず申し訳ないと思っていたメンバーもいた。しかし、この問題はプロジェクトが進むにつれ減少しうるものだった。

このように、チームメンバーには、避け難い葛藤があった。それは、裁判官の役割と同一視することを通して完全に中立な立場へ逃避することによるものでもなく、また、同世代という特性のもつ中立性によるものでもなかった。少なからぬチームメンバーが、このようなかなり高い要求に直面せざるをえなかった。

審理の終わりに非行少年との合意事項が書面に記録され、全員がサインする。期限が定められ、その期間中に非行少年は（定めた内容を）履行する。それが終了するとすぐに、ティーンコートの運営団体はコメントを付けて検察へ少年に関する情報ファイルを送送する。そして、検察官は、通常、少年裁判所法四五条二項に従い、訴追を見合わせるのがある。

三・五 同意された制裁措置

同意された措置内容は、平均七時間を限度とした社会奉仕作業がおよそ四〇%であった。非行少年のうち三〇%弱は、事件の状況を絵で書いてみたり、書面に記述したりする中で彼の非行行為を反省するよう促された。一八%は交通安全講習の参加に同意し、一六%は犯罪被害者への謝罪、四〇%弱はその他の措置がとられた。例をあげれば、交通違反者の場合、これらには、無免許運転の結末の重大さについて整形外科医や保険業者との面談、身体を負傷した被害者の映画への招待、被害者の仕事の手伝いも含まれている。あるケースでは、万引きをした非行少年が「万引きは価値が無いことです」と書かれた大きな看板を持って店内を二時間巡回しなければならないという条件もあった。当初、われわれは、烙印を押すこのような制裁措置に驚いたが、非行少年が全てを承認した上で受け入れたことが分かった。

とにかく、われわれは、そのようなみせしめ的な制裁は将来のためにやはり望ましくないことをティーンコートのメンバーに伝えた。

それ以外の措置に関しては、主として私物の一時預託が注目を集めた。対象者が日々使い慣れたものをティーンコートに預託するケースが全部で一〇あった。これらの物とは、携帯電話、コンピュータ、スケートボード、ポータブルCDプレーヤー、CDコレクションだった。その他の措置には公共作業 (public utility) があった。高齢者の家庭のために窓飾りやペーパーフラワーを作り、それらを配達することが対象者に課せられたケースが七つあった。

行き過ぎた措置はほとんどなかったが、ある二人の少女のケースは、五時間の社会奉仕作業の履行に加えて、五つのイースターの飾りを作るか、あるいは、二〇個のイースターエッグをペイントしなければならなかった。さらには、高齢者宅でドイツのフルートと歌を三曲披露しなければならなかった。

ティーンコートは、数店舗での万引きに関与したある少年について、日曜日に四回、地元の教会の礼拝をテープ録音

し、病床の教区民にそれを届けるということと同意した。また、彼は教区民へ五通のバースデーカードを贈り、詩の朗読をした。さらに、ティーンコートが最大五ページ程度と定めている反省文は興味深いものだった。また書面に加え、ティーンコートメンバーは、犯罪行為とその結果に向き合う他の創造的な形式も開発した。吹き出しで犯罪行為の結果や一連の流れについて説明しながら、絵や漫画で表現するということが何人かの非行少年に課せられた。

多くのケースで配慮すべき点として、非行少年にとっての一連の犯罪行為やその具体的な結果が中心的なテーマとして取り上げられるべきだということがある。特殊なケースでは、事件の成り行きに関して問題となる側面に注目が集まった。バイクの力を借りて強がっていたような非行少年たちは、不良仲間の圧力について書くか、もしくは代わりにこの問題について一〇人の通行人にインタビューしなければならなかった。

例えば、口論の末、クラスメイトの頭を瓶で殴って罪を問われたある少女は、「非暴力的な紛争解決のための方策」を考案しなければならなかったし、万引きに関わったまた別の対象少年は、「もう二度と万引きしたくないために、自分はどうすればいいか?」という質問に対して想定し得る一〇の答えを書かなければならなかった。

提案された措置を実現するために、非行少年の多くはかなりの時間と労力を使わなければならなかった。特に当該事案の個人的事情に基づいて決定された措置は、かなりの創意工夫、積極性、勇気を要した。例えば、非行少年が同年代の人々に向き合いながら、自分の行ったことについて反省することの重要性を表すものは犯罪行為に関する書面であった。しかし、通常の少年司法手続においては、類似の措置は、古いもの、すたれたものと看做されている。

非行少年自身から独自に措置行為が提案されたのはごくわずかだったが、合意事項は全て果たされてきた。わずか四つのケース（二％）で初期の話し合いの間にティーンコート手続が取り消され、二つのケース（一％）で非行少年がティーンコートの提案する措置を受け容れなかった。

取り消された四つの手続において、非行少年との最初の話し合いの後、ティーンコートが主導的に取り消しの手続を

とった。彼もしくはは彼女が自身の犯罪行為を認めていないことが記録された。それは手続を進めるための最初の条件の一つが満たされていないことを意味していた。

提案された措置を受け容れなかった二人の非行少年は、万引きで捕まった一四歳と一六歳の二人の姉妹だった。二人とも罪悪感や自責の念を全く見せなかったため、ティーンコートは公立学校の清掃という形での（可能な措置の上限である）一五時間の社会奉仕作業を提案した。労働時間が長すぎるとして、二人はそれを拒否したが、同様の措置が裁判官から言い渡され、事態は紛糾したが、結局彼女らはそれに従った。

結論として、ティーンコートはほとんどのケースで、非行少年個人や個々の犯罪行為に合った価値ある教育的措置を見つけることができたと言える。ティーンコートメンバーに専門的経験が無いために過酷過ぎる「制裁」を科そうとするかもしれない、というおそれは現実的ではないということが証明された。提案された社会奉仕作業の平均時間は六・八八時間で、上限の一五時間の半分にも満たなかった。一二時間もしくはそれ以上の時間が提案されたのはわずか六つのケースだった。それにもかかわらず、いくつかのケースにおいては、異なった措置の組み合わせによって、非行少年に対して例外的に重い負担が課された。しかしながら、それはティーンコートメンバーの懲罰的姿勢による結果ではなく、非行少年を可能な限り個別的に、そして効果的に扱うという目的によるものであった。それはまた、きわめて軽微な犯罪のみならず、より深刻な犯罪もまたティーンコート手続で扱いうることを示唆している。

三・六 再犯率

調査対象期間が二年間に及ぶ広範な再犯率の研究はまだ終了していないが、われわれは可能な限り多くのケースを追っていくことにしている。しかし、準備調査では、ティーンコート・プロジェクトから最初の六〇人の対象者を取り

上げ、八ヶ月間に彼らが新たな犯罪に関与していないか確認した。その結果、ティーンコート・プロジェクトの非行少年の中から三人（五％）だけが再犯を犯しているのに対して、このプロジェクトが導入される前、年齢、性別、犯罪類型、自白及び前歴に照らしてこのプロジェクトに適合する比較グループの少年においては、同期間に一七％が新たな犯罪に関与していた。この一二％の差異は、調査対象数が少ないために、統計的にはあまり有意義ではないが、ティーンコート・プロジェクトの対象者は、通常の手続で扱われた非行少年よりも再犯を犯さないという期待を抱かせるものである。

三・七 非行少年及びティーンコートメンバーによる評価

非行少年による反応は概ね肯定的だった。だいたいの非行少年は自分がよく説明を受け、公平に扱われたと思っていた。非行少年の大部分の意見として、ティーンコートのメンバーたちは、裁判官または検察官よりも、より良い方法で自分たちを理解することができたという。

将来の非行行為に関する質問では、インタビューを受けた少年の約半分が、ティーンコート手続は肯定的なインパクトを自分たちに与えるであろうが、個人的立場からの反応もしくは犯罪行為を明らかにすることがこの点においてより重要なものになると語った。

ティーンコートメンバーの視点からは、多くの非行少年がすでに話し合いの最初の段階で十分な自己洞察を行っていたため、ティーンコート手続が彼らに罪悪感を喚起し得たのは、ごくわずかな例外的ケースにおいてのみだったという。様々な形態の非行類型や国家による制裁についてのティーンコートメンバーたちの態度に関する質問では、プロジェクトの始めから終わりまで全く変わりはなかった。おそらく、その理由は、プロジェクトで扱った非行の種類が万引き

や交通違反に偏りすぎていて、他の非行領域についての経験を積むことができなかった点にある。何人かのティーンコートメンバーの意見によれば、プロジェクトへの参加は特別なことで、何らかの社会学習になっただろうという。紛争管理、チームワーク、コミュニケーションにおける自らの能力を改善できたとし、同世代の他の人々に対してもよりオープンで寛容な態度をとれるようになったという学生もいた。

四 むすびと今後の展望

アッシュャップフェンブルグにおけるモデルプロジェクトの結果は概ね肯定的なものである。警察、検察とティーンコートとの連携は十分に、そして問題なく機能した。ティーンコートメンバーたちは高い意識をもち、非行少年との対話にかなりの時間を割いた。彼らは非行少年が関与した犯罪に対する個別的な措置について合意に至ることを目指した。また、成人のソーシャルワーカーによる支援を伴うことが重要であることがわかった。通常、ソーシャルワーカーはティーンコートでの対話に口出ししないが、スーパービジョンの考え方に従って可能な改善策を提案する。再犯に関する準備調査の結果と、非行少年のインタビューもまた肯定的な傾向を示している。

問題なのは、ティーンコート手続への適用が万引き事案に集中したことと、申請された事案全てにティーンコート手続が十分に使われていないということである。非常に軽い犯罪類型への制裁が増加するというネットワイドニングの危険性はここでも妥当すると証明されたが、それは全てのダイバージョン・プログラムに固有の問題である。しかしながら、プロジェクトが進むにつれて、この傾向は薄れるかもしれない。

われわれが提案したバイエルの他の都市におけるその後のプロジェクトは、まずインゴルシュタット (Ingolstadt) とアンズバッハ (Ansbach) で、より重大な犯罪をも対象とし、再犯者もティーンコートによって扱われるよ

うに最初から設計されている。インゴルシュタットにおいては、はじめの一〇〇〇件のケースをみると、この取り組みは成功している。われわれは、今後二、三年の間に系統立った評価を提供できるだろう。

以上のように、ティーンコート手続は、少年司法制度において、ダイバージョン措置の拡大に有用であることが明確になった。ヘッセン州やラインランドプファルツといった他の州も、検察官によるダイバージョン措置の一環として、ティーンコートを導入する予定である。

〔付記〕

本講演は、二〇〇五年三月二日、九州大学法学部大会議室において、九州大学大学院法学府 LL.M. LL.D. コースの学生を対象に英語で行われたものである。ティーンコートという新しい試みをドイツで始めるにあたって指導的役割を果たされたシェヒ教授から、制度の趣旨や試行段階での運用状況および背景などについて貴重なお話を伺った後、活発な討議が行われ、学生たちの強い関心が示された。シェヒ教授については、本誌前号において詳しく紹介しているので繰り返さないが、本学の P&P シンポジウムのために来学され、多忙なスケジュールを精力的にこなされた。あらためて、心からお礼申し上げたい。

(土井政和)